

提出内容

受付番号： 240000111000000059
提出日時： 2024年7月26日14時59分

案件番号： 240000111
案件名： 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集について
所管省庁・部局名等： 個人情報保護委員会事務局（03-6457-9769）
意見・情報受付開始日時： 2024年6月27日14時0分
意見・情報受付締切日時： 2024年7月30日0時0分

郵便番号： 540-0026
住所： 大阪府大阪市中央区内本町2-1-19-430
氏名： 全大阪消費者団体連絡会事務局長 米田覚
連絡先電話番号： 06-6941-3745
連絡先メールアドレス： shoudanren@osakacon.org

提出意見：

1. （該当箇所） 全体、P22本人同意を要しないデータ利活用等の在り方（意見）

デジタル社会においても人間の自律性を守るため、プライバシー権・自己情報コントロール権を確保することが最優先の原則であることを明示し、利活用はそれを損なわない範囲に限定されることを制度と運用で厳格に担保すること

（理由）

個人の尊厳は人間として不可侵の分野で、それが厳格な制度の厳正な運用によって担保されていることが確立し、共通認識となっていることこそが、利活用の前提であり基礎になるべきと考える。

本人同意のあり方についても、デジタル化の中では本人同意がサービス提供の必須条件化している場合があったり、長文で専門用語が連なる同意事項の承認をワンクリックで求める形骸化が広がっている現実を前提として検討を進めるべきである。

また、制度・運用の設計においては、市民の参画を尊重すべきである。今回の中間整理前の個人情報保護委員会のヒアリングには市民社会・消費者を代表するメンバーがほとんど呼ばれず、事業者中心のヒアリング内容が「関係団体」の意見として記載され、パブリック・コメントに付されているのは看過できない問題である。「パブリック・コメント終了後も、ステークホルダーと継続的な議論を行っていく」というのであるから、これまでに事業者に対して実施したヒアリングと同規模で市民・消費者団体等からもヒアリングを行い、検討項目の方向性にしっかりと反映させる見直しを行うことを強く求める。

2. (該当箇所) P3要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)

(意見)

生体データについて、GDPRのように原則収集禁止としたうえで例外規定を定める考え方を導入し、個人の権利保護の強化を図るべきである。

(理由)

中間整理も指摘するように、生体データは保護の必要性が高い個人情報である。例えば欧州評議会では公共空間における顔認証システムの利用について公権力、民間部門ともに禁止している。

例外的に利用を認める場合にも、厳格な運用条件等を課して個人情報保護委員会の監視下に置くなどの規制強化が必須で、明確な本人同意や利用目的の特定、本人意思による削除や利用停止などを要件化すべきである。

3. (該当箇所) P4「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化
P6第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)

(意見)

電話番号、メールアドレス、クッキーIDなどの個人関連情報も個人情報とすること。

個人データの第三者提供は本人同意を原則とすること。

(理由)

本人が求めている悪質勧誘やプロファイリングを防ぐため、個人関連情報も個人情報として規制を強化すべきである。

「闇名簿」「名簿屋」への対策は急務である。オプトアウト届出事業者制度については、個人のオプトアウト申請によって権利保護ができると考えること自体が非現実的であり、オプトインに変更するなど本人同意を原則とする抜本的な制度変更が必要である。

4. (該当箇所) P8こどもの個人情報等に関する規律の在り方

(意見)

ガイドラインの規定を強化し、法定化すべき

(理由)

こどものデジタル利用は大きく広がっている。子ども自身が適切に個人情報保護の行動をとることは困難であり、社会がしっかりと保護する制度を設けることは当然である。

5. (該当箇所) P11個人の権利救済手段の在り方

P14課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方

P17刑事罰の在り方

(意見)

提出内容

権利救済、監視・監督については、個人情報保護委員会の権限と体制の大幅拡充による強化と並行して、適格消費者団体の差止請求・特定適格消費者団体の被害回復制度、違反行為への課徴金制度、急迫事案への中止命令、直罰規定を導入すべき

(理由)

個人情報のデジタル利活用が急速に拡大していく現状に対して、個人情報保護委員会の対応能力は不十分であり、大幅な体制・機能強化が必須と考える。

加えて、消費者視点に基づく権利救済手段として、適格消費者団体の差止請求・特定適格消費者団体の被害回復制度の活用は有益である。ただし、適格消費者団体・特定適格消費者団体は資金・体制ともにぜい弱な現状にあるため、支援策等がなければ適切な効果は期待し難いことを付言する。なお、「関係団体」からは萎縮効果の懸念から強い反対意見があったとのことであるが、これまでの適格消費者団体・特定適格消費者団体の活動において萎縮効果や濫訴の例は知られておらず、全くの杞憂と考える。

課徴金には違法収益の剥奪・抑止の効果が期待できる。「関係団体」から強い反対意見が示されたところがあるが、個人情報の利活用を適正に進める立場からすれば、違法行為の「やり得」を許さない課徴金制度の導入はむしろ積極的に進めるべきである。

権利侵害が差し迫っている事案への中止命令や直罰規定は、違法行為にできるだけ早期に対処することによって、回復不可能な権利侵害を減らすために導入すべきである。

6. (該当箇所) P23民間における自主的な取組の促進

(意見)

PIAと個人データ取扱責任者の義務化を

(理由)

民間規律の分野においてPIAと個人データ取扱責任者はデータガバナンス体制構築の主要な要素であり、GDPRでは一定の場合に義務化されている。日本でも、対象や取扱件数などを勘案しつつ義務化すべきである。

7. (該当箇所) P26その他

(意見)

列挙された事項を早急に検討すべき

(理由)

特にプロファイリングについては、GDPRに倣って、プロファイリングされない権利、個人データ削除権、データポータビリティ権等を早急に保障すべきである。